

平成 19 年 4 月 16 日

各 位

但 陽 信 用 金 庫
理 事 長 桑 田 純 一 郎

業務改善命令に対する業務改善計画の提出について

当金庫は、平成 19 年 3 月 16 日付業務改善命令に基づき、本日、近畿財務局長に内部管理態勢の充実・強化に向けた「業務改善計画」を提出いたしましたので、ご報告いたします。

本件につきましては、日頃から当金庫を信頼し、お取引をいただいておりますお客様並びに会員の皆様、また、関係する皆様に多大なるご心配とご迷惑をおかけしましたことを、改めて深くお詫び申し上げます。

今般の業務改善命令を厳粛に受け止め、「業務改善計画」の確実な履行を経営の最重要課題の一つと位置付け、内部管理態勢の一層の充実・強化を図り、信頼の早期回復に向け全力で取り組んでまいります。

なお、「業務改善計画」の要旨は下記の通りです。

記

1. 法令等遵守に係る経営姿勢の明確化

理事長以下経営陣は、自らが法令等遵守の重要性を再認識し、コンプライアンス重視の経営姿勢を改めて明確化するため、これまで以上に、諸会議、研修及び営業店の臨店等を通じ、コンプライアンス意識の醸成に率先垂範して取り組みます。

2. 理事会等の機能強化による全金庫的な法令等遵守態勢の確立

理事会等は、内部管理態勢及び相互牽制機能の充実・強化を図るために設置された内部管理態勢強化特別委員会のほか、コンプライアンス委員会等を通じて報告された「業務改善計画」の実施状況や法令等遵守態勢に係る諸施策などについて評価・検証・指示等を着実にやっていくことにより、法令等遵守態勢の確立を目指し、その機能を十分発揮いたします。

さらに、理事会において策定する中期経営計画、年度事業計画に内部管理態勢の強化・充実策を盛り込み、全役職員に周知徹底するほか部署間・部店間の連携等により全金庫的な法令等遵守態勢を確立してまいります。

3. 本部及び営業店における厳正な事務処理の徹底と相互牽制機能の充実・強化

不祥事件発生の原因となった事務手続きや現金・重要物の管理等 事務管理面の不備についての分析等を踏まえ、再発防止に向けて事務手順の見直し、内部照査体制の強化を行い、厳正な事務処理の徹底と相互牽制機能の充実・強化を図ります。

また、事務規定等の整備充実を図り、規定・ルールに従った取扱いを再徹底するとともに、事故防止のため、管理者等によるチェック体制を強化するなど、相互牽制の充実・強化に努めてまいります。

4. 内部監査部門の抜本的な改善・強化による実効性の確保

監査体制については、監査部員の増員及び営業店等からのトレーニー派遣等による機動的な監査を行える体制にし、不祥事件防止の観点から、現物検査を強化するとともに、監査手法等も抜本的に改めることにより、内部監査機能の実効性の確保を図ってまいります。

5. 人事管理の適切な実施

不祥事件防止の観点から、「人事ローテーションに関する基準」を定め、人事ローテーションを適正に実施することにより、他部門の業務に関する知識・技術等の実務能力を高め、相互牽制機能の強化を図ってまいります。

以 上

【本件に関するお問合せ】
コンプライアンス室 ・ 総務部
電話番号 079-422-7721(代)